

商品概要説明書

商品名

SBI新生銀行 おまとめローン

ご利用対象

下記の条件をすべて満たす方

- 満20歳～70歳までの安定して収入のある方（国内居住の方）
- すでにSBI新生銀行カードローンエルでご契約のお客さま
- 保証会社（新生フィナンシャル(株)）の保証を受けられるお客さま
※外国人のお客さまは永住許可を受けている方

資金用途

- 他社借入金の返済 ※ただし、事業性資金への返済にはご利用いただけません。

ご融資額

- 50万円以上～500万円以内（1万円単位）

ご返済期間

- 最長10年（ご返済回数最大120回）

必要書類

- 運転免許証（ない方は健康保険証）

※当行が必要とする場合は、本人確認書類2点もしくは本人確認書類1点と住所確認書類1点の合計2点

- 最新の収入証明書類

お借入利率（実質年率）

- 6.0%～17.5%（100万円以上：6.0%～15.0%）

お利息の計算方法

● 本契約に基づくお借入れに係る元金に対し一定の借入期間に発生する利息の金額は、次の計算式により計算します。

当該借入期間における残元金×お借入利率（年率）×当該借入期間日数÷365（うるう年は、366とします。）

※なお、ここでいう借入期間とは、本契約に基づく取引（借入れまたは返済）が行われた日の翌日から次の取引（返済）が行われる日までの期間を指すものとします。

遅延損害金（年率）

- 20.0%

担保・保証人

- 不要（ただし新生フィナンシャル(株)の保証が必要）

手数料

- 不要

発行カード

- 返済専用カード

ご返済方法

- 下記のいずれかの方法をお選びいただけます。

(1) 提携金融機関のATM等からの入金によるご返済

(2) お客さまご指定の口座からの口座引落しによるご返済

※口座引落しにつきましては当行指定の金融機関からの選択になります。

(3) 当行指定口座へのお振込みによるご返済（インターネットバンキング含む）

(4) 指定の入金取扱機関への現金の持参

ご返済方式

- 元利定額返済方式

ご返済例

- ご返済額は下記の表をご確認ください。(主な返済例)
- 実質年率は100万円未満が17.5%、100万円以上200万円までが15.0%、300万円以上が10.0%で計算で計算しています。お借入れ日から30日ごとにご返済いただいた場合の目安です。

ご融資額	返済期間(回数)	毎月返済額	ご融資額	返済期間(回数)	毎月返済額
50万円	3年(34回)	19,000	300万円	3年(35回)	100,000
	5年(59回)	13,000		5年(58回)	66,000
	7年(78回)	11,000		7年(83回)	51,000
	-	-		10年(116回)	41,000
100万円	3年(35回)	36,000	400万円	3年(35回)	134,000
	5年(57回)	25,000		5年(59回)	87,000
	7年(89回)	19,000		7年(83回)	68,000
	-	-		10年(119回)	54,000
200万円	3年(35回)	72,000	500万円	3年(35回)	167,000
	5年(59回)	49,000		5年(59回)	109,000
	7年(94回)	37,000		7年(83回)	85,000
	-	-		10年(117回)	68,000

ご返済日

お客さまのご都合に合わせて、毎月のご返済日をご指定いただけます。

※口座引落しによるご返済の場合は、毎月14日または27日からの選択になります。

確認事項

- 本商品は返済のみとなります。追加のお借入れはできません。
- お利息や貸付利率(実質年率)、ご返済額は審査によって変動します。
- 当行の他のカードローン商品とSBI新生銀行 おまとめローンとの複数契約はできません。

注意事項

●貸付条件を確認し、借りすぎに注意しましょう。

- 審査に当たっては当行および当行指定の保証会社(新生フィナンシャル(株))の審査がございます。
- 審査の結果によっては、ご希望に沿えない場合がございます。
- 審査結果の理由については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ご返済方法について、約定に基づくご返済により段階的に残高を減らしていきます。
- 返済期間などのご返済計画によって、ご返済額が増加する場合があります。
- SBI新生銀行おまとめローンによっても、借入先が当行のみにならない場合があります。
- おまとめ対象となる債務の金利(平成22年6月17日以前の貸金業法完全施行前に契約をしたもの)が利息制限法を上回っていた場合は、旧貸金業規制法第43条(みなし弁済)が適用される場合を除いて、上回っている部分のお支払い利息が元金に充当または返還されるケースがあります。詳しくは弁護士などにご相談ください。

指定紛争解決機関

当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。

〈ご連絡先〉全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772

2023年3月31日

登録No.11851.23.03